

令和3年7月14日

報道関係者 各位

「島原市飲食事業者事業継続支援金」の申請受付開始について

標記事業につきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大により、団体客等が著しく減少し、事業活動に大きな影響を受けた飲食事業者に対し、事業継続に必要な経費を支援する「島原市飲食事業者事業継続支援金」の申請受付を下記のとおり開始しますのでお知らせいたします。

記

1 対象事業者

- ・市内に店舗を有し、その中に1部屋で100平方メートル以上のホール・大広間などを有する飲食事業者
- ・令和3年1月～6月の任意の1カ月の飲食事業の売上高が、対前年比または対前々年比20パーセント以上減少していること
- ・令和2年12月1日までに創業した事業者で、今後も事業を継続する意思があること
- ・令和元年12月末日までに納期限が到来した市税に滞納がないこと

2 支給額 30万円（定額）

3 申請期間 令和3年7月15日（木）～令和3年8月31日（火） ※当日消印有効

4 申し込み・問い合わせ先

商工振興課 商工振興班 TEL0957-63-1111（内線572・571）

※事業概要等、詳細は別紙のとおり

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当：島原市商工観光部 商工振興課 商工振興班
担当 伴
電話：0957-62-8111（直通）
E-mail：shoko@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん

島原市飲食事業者事業継続支援金事業

▼目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、団体客等が著しく減少し、事業活動に大きな影響を受けた飲食事業者に対し、事業継続に必要な経費を支援するために島原市飲食事業者事業継続支援金を支給します。

▼対象事業者

- ・島原市内に店舗を有し、その中に1部屋で100平方メートル以上のホール・大広間（宴会やパーティー等に使用する宴会場等）を有する飲食事業者
※ホール、大広間には、カウンター、小上がり、厨房、廊下、トイレ等は含みません
※可動式壁や衝立、襖、パーテーション等で仕切られている部屋については、その仕切りを取り払い宴会時に使用できる場合は宴会場と認定します。
- ・令和3年1月から同年6月までの間の任意の1か月の飲食事業に係る売上高が対前年比又は対前々年比20パーセント以上減少していること。
- ・令和2年12月1日までに創業した事業者で、今後も事業を継続する意思があること。
- ・令和元年12月末日までに納期限が到来した市税に滞納がないこと。

※営業時間短縮要請協力金や島原市事業継続支援金、島原市事業継続支援給付金を受給された方も対象になります。

創業の時期により売上高の算定ができない事業者の取扱い

令和2年6月2日から同年12月1日までに創業した事業者

創業月から令和2年12月までの売上高の平均月額を前年の売上高とみなします。

▼支給額

- ・定額 **30万円**

▼必要書類

- (1) 提出書類チェックシート
- (2) 島原市飲食事業者事業継続支援金支給申請書（様式第1号）
- (3) 売上高比較表（様式第2号）
- (4) 売上高比較表に記載した月別売上高が確認できる帳簿等（写し）
- (5) 宴会場等の1部屋の面積がわかる書類の写し（パンフレットや部屋の図面など）
- (6) 店舗の全景写真及び対象の宴会場等の写真
- (7) 誓約書（様式3号）
- (8) **食品衛生法第52条の規定による営業許可証（写し）**
- (9) 振込先口座の通帳（写し）
- (10) 本人確認ができるもの（写し）⇒個人事業主の方のみ

▼申請期間・申請方法

令和3年7月15日（木）～令和3年8月31日（火）※当日消印有効

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できるだけ郵送での申請をお願いします。

▼申請窓口

（1）商工振興課（本庁舎2階）

▼申請書の入手方法

- （1）島原市ホームページからダウンロードすることができます
- （2）商工振興課（本庁舎2階）
- （3）農林課（有明庁舎1階）
- （4）島原商工会議所
- （5）有明町商工会

■提出・問い合わせ先

〒855-8555 島原市上の町537番地

島原市 商工振興課 商工振興班

TEL 0957-63-1111（内線572・571）